



中小企業のマイナンバー管理 (IRSME15016)

平成 27 年 9 月 29 日 神村美紗

2015 年 10 月より、いよいよ全国民へマイナンバーの配布が始まる。連日、メディアでマイナンバー関連のニュースが取り沙汰されているが、その中でもよく耳にするのはマイナンバー制度の認知度の低さと企業における準備の遅れである。大企業においては、早々からシステムや管理対策が話し合われているが、中小企業においては制度内容の把握の遅れから制度開始に向けた準備も遅れてしまったと考えられる。

とはいえ、もちろん情報のアンテナを高くもち、準備を進めている中小企業もある。では、準備を進めている中小企業ではどのような管理方法でマイナンバーを取り扱うことを想定しているのだろうか。

■ マイナンバーの管理方法

マイナンバーの管理には大きく 4 つの方法がある。以下に、それぞれの特徴を記載する。

1. 紙

従業員から預かったマイナンバーを紙の台帳に転記し、鍵のかかる棚やキャビネットにて管理する方法である。管理への初期コストはかからず、外部への流出リスクが低いことがメリットである。しかし、万が一転記して持ち出されても、そのログが残らず気づくことができない。また、いざ番号を利用する際にも、転記を繰り返す中で転記ミスが起こる可能性があるというリスクがある。

2. 独立したパソコン（インターネット接続なし）

オフィスに設置されている独立したパソコンで従業員のマイナンバーを管理する方法である。インターネットへ接続しないため、外部からの不正アクセスのリスクが少ない。また、ログ管理ができる設定さえパソコンに行えば、アクセスログの管理もできる。しかし、運用するためには、ID やパスワード、アクセスログ解析の設定など厳格なセキュリティを施す必要がある。

3. インターネットに接続されたパソコン

2に近いが、こちらはインターネットに接続されたパソコンで管理をする方法である。インターネットに接続されている分利便性は高まるが、不正アクセスのリスクも高い。現状の

平成 27 年 9 月 29 日

(IRSME15016) 中小企業のマイナンバー管理

会社のパソコンの台数を増やすことなく管理が可能であるが、ファイヤーウォールなど不正アクセスを防止するソフトウェアを導入する必要がある。

4. クラウドサービス

クラウドサービスとは民間企業によるサービスで、ネットワーク経由でソフトウェアを提供するものである。クラウドサービスでは、データがクラウドサービス事業者側のサーバに保管されているため、十分な情報セキュリティ対策が施されたクラウドサービスであることを前提とし、インターネットに接続されたパソコンであっても不正アクセスリスクは低い。

しかし、番号取得のためには結局アナログな作業が発生する。これを避けるには、従業員全員に各々でクラウドへ番号や本人確認データをアップロードしてもらう必要がある。クラウドサービスは取得や利用、廃棄においても便利に利用できる面があるが、運用においては永久的にランニングコストがかかる。

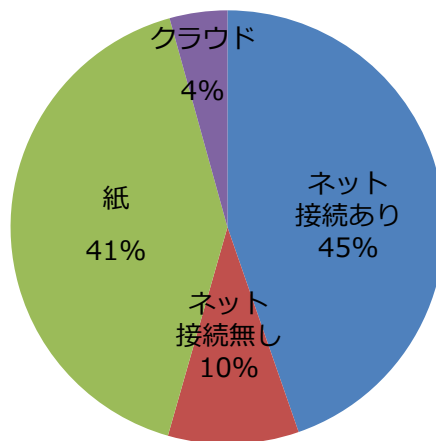
このように、管理方法によってメリットとデメリットがある。もちろんその会社の状況によって作用する効果も大きく異なるため、自社にあった管理方法を選ぶ必要がある。

■ 中小企業のマイナンバー管理方法

中堅・中小企業のバックオフィスコンサルティングをおこなうエフアンドエムでは、エフアンドエムクラブ会員企業に対してマイナンバー管理規程の内容についてヒアリングを行った。2,789 社へのマイナンバー管理規程に関するヒアリングから、中小企業のマイナンバー管理方法について集計をおこなった。結果は次の通りである。

管理方法	内訳
パソコン（ネット接続あり）	1,246 社
パソコン（ネット接続なし）	272 社
紙	1,151 社
クラウド	120 社

(n=2,789)



平成 27 年 9 月 29 日

(IRSME15016) 中小企業のマイナンバー管理

最も多かったのは、ネット接続のあるパソコンでの管理であり、次いで多かったのが紙で管理を行うという方法であった。これらは、特に新しい設備導入をすることなく管理を行うという経営判断の表れにもとれる。もちろん既存の管理方法が最も作業しやすいという効率性はあるが、いまだ安全管理の重要性については浸透してないだろう。

■ まとめ

今回のマイナンバー制度において各企業に求められることは管理の安全性である。この管理について前述した4つの方法に共通していえることは、それぞれの管理における穴を十分に知っておく必要があるということである。これらの穴にはまり込むことがないように、各会社にて選択した管理方法について運用の教育と徹底を行わなければ情報漏えいを避けることはできないであろう。まずは、会社のトップである経営者が高い意識を持ち、従業員に対して継続した安全管理の啓蒙を行わなければならない。(了)